

雇入時の健康診断（労働安全衛生規則第43条）

労働者を雇入れる際は、次の項目の健康診断を行わなければなりません。

健 康 診 断 項 目

- ◎ 既往歴及び業務歴の調査
 - ◎ 自覚症状及び他覚症状の有無の検査
 - ◎ 身長・体重・視力及び聴力の検査
 - ◎ 胸部エックス線検査
 - ◎ 血圧の測定
 - ◎ 尿検査（尿中の糖及び蛋白の有無の検査）
 - ◎ 貧血検査（赤血球数・血色素量）
 - ◎ 肝機能検査（GOT・GPT・ γ -GTP）
 - ◎ 血中脂質検査（総コレステロール・トリグリセライド・HDLコレステロール）
 - ◎ 血糖検査
 - ◎ 心電図検査
- ※ 聴力検査は、1000Hz 及び4000Hz の純音を用いて、オーディオメーターで検査します。
- ※ 心電図検査は、安静時12誘導心電図を記録します。